



山形市告示第44号

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により振動について規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定により特定工場等において発生する振動の規制基準を次の2のとおり定め、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により指定する区域を次の3のとおり指定し、同府令別表第2の備考第1項により定める区域を次の4のとおり定め、同備考第2項の規定により定める時間を次の5のとおり定め、平成13年4月1日から施行する。

平成13年3月23日

山形市長 吉村和夫



- 1 振動規制法第3条第1項の規定により振動について規制する地域
山形市の地域のうち次の第1種区域及び第2種区域の全地域

(1) 第1種区域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

(2) 第2種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

- 2 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

- 3 振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定により指定する区域

(1) 指定地域内の第1種区域

(2) 指定地域内の第2種区域のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別

養護老人ホームの敷地の境界線から80メートルまでの区域

4 振動規制法施行規則別表第2の備考第1項により定める区域

- (1) 第1種区域 第1項第1号に規定する区域
- (2) 第2種区域 第1項第2号に規定する区域

5 振動規制法施行規則別表第2の備考第2項により定める時間

- (1) 昼間 午前8時から午後7時まで
- (2) 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで